

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	伊丹市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	母子家庭の母子, 父子家庭の父子及び遺児	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年3月28日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	27	
10. 保護評価書の名称	母子家庭等の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&ij_no=&kk_name=%E4%BC%8A%E4%B8%B9%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E6%AF%8D%E5%AD%90%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%	
12. 委任関係		▼

執行機関名 伊丹市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭の母子, 父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1市長の項 第2号の6

<p>ご提出の書類の名称及びその の該当部分</p>		<p>伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第一条</p>	<p>伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号) 第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、(母子家庭等)及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の(福祉を図る)ことを目的とする。</p>	<p>この条例は、高齢期への移行期にある者、障害者、(母子世帯員等)に対し療養に要する費用の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もつて(市民福祉の増進を図る)ことを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年伊丹市規則第31号)</p>